

北海道地域防災計画（抜粋）

①情報収集・通信

- 【道】災害時の通信手段として「防災回線」や「北海道防災情報システム」を通じて災害情報の収集に努める（第5章第1節第1）

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害情報収集・伝達計画

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

特に、被災市町村から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。

人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行うものとする。当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行うものとする。

○【道・市町村】Lアラート（災害情報共有システム）を通じて、報道等各機関や住民へ情報を伝達する（第5章第3節第1）

第5章 災害応急対策計画

第3節 災害広報・情報提供計画

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

道、市町村及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする道民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、道及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 道、市町村及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。
- (2) 道、市町村及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、道及び市町村は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

○【道・市町村】平常時使用している通信手段が使えない状況を想定した「災害通信連絡訓練」を実施する（第4章第2節第3）

第4章 災害予防計画

第2節 防災訓練計画

第3 道防災会議が主唱する訓練

次の訓練については、道防災会議が主唱し、防災会議構成機関及び関係市町村の協働により実施する。

1 防災総合訓練

災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

○【道・市町村】衛星携帯電話を備えることにより、通信の途絶時においても、情報連絡体制を確保できるよう努める（第4章第8節第2）

第4章 災害予防計画

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

第2 道、市町村及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

④ 物資及び資機材の備蓄支援

○【住民】最低3日分の食料、飲料水等の備蓄に努める（道及び市町村は住民へ啓発する）（第1章第6節第1）

第1章 総則

第6節 道民及び事業者の基本的責務

第1 道民の責務

道民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成

- 【市町村】食料、飲料水、毛布等生活必需品等を備蓄し、調達体制の整備に努める（第4章第3節第1）
- 【道・市町村】民間事業者とあらかじめ協定を締結するなど物資の調達体制の整備に努める（第4章第3節第1）

第4章 災害予防計画

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

第1 食料その他の物資の確保

1 市町村は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、市町村長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

2 道は、あらかじめ食料保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、市町村が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の調達体制の整備に努める。

3 道及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

⑤災害対策本部の体制と活動

- 【道】災害の規模や被害の程度に応じ道（振興局）に災害対策本部（地方本部）を設置する基準を整備する（大規模災害時には初動対応を担う災害対策本部指揮室（地方本部指揮室）を設置）（第3章第1節第2）
- 【道】災害対策本部及び指揮室を設置するための訓練の実施や指揮室が設置される専用室の環境を整備する（第3章第1節第2）

第3章 防災組織

第1節組織計画

第2 応急活動体制

1 道の災害対策組織

(3) 災害対策本部

ア 災害対策本部

(ア) 設置

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、知事が必要と認めるときに設置する。

なお、必要に応じて災害対策本部に指揮室を置くことができる。

災害対策本部	
風水害	<ul style="list-style-type: none">・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。・多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。

イ 災害対策地方本部

(ア) 設置

災害対策本部を設置する場合は、知事は、関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置くことができる。

⑫ボランティア

- 【道、市町村、関係機関】災害応急対策の実施について労務の協力を受ける（第5章第31節第1）
- 【道、市町村、関係機関】ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める（第5章第31節第2）
- 【道、市町村】災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める（第5章第31節第4）

第5章 災害応急対策計画

第31節 防災ボランティアとの連携計画

第1 ボランティア団体・NPOの協力

道、市町村及び防災関係機関等は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

道、市町村及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。

道、市町村及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第4 ボランティア活動の環境整備

道及び市町村は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

⑬ 被災市町村の行政機能

- 【道・関係機関】被災市町村から道への被害状況の報告ができない場合、被災地に職員を積極的に派遣する（第5章第1節第1）

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害情報収集・伝達計画

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

特に、被災市町村から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。

人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行うものとする。当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行うものとする。

- 【道・市町村】「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」の締結により、道内市町村間での職員派遣ができる仕組みを構築する（第4章第4節第2）

第4章 災害予防計画

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

第2 相互応援（受援）体制の整備

1 北海道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

2 市町村

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

3 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

4 防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

○【市町村】業務継続計画（BCP）を策定する（非常用電源の装備など）（第4章第19節第2、第3）

第4章 災害予防計画

第19節 業務継続計画の策定

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 北海道

道は、平常時から災害に備えて体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、道民の生命・身体・財産を守ることを目的に、災害応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

このような活動を行う一方で、それ以外の道の行政サービスについても、継続すべき重要なものは、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。このため、道は、災害時においても道の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築する。

また、業務継続計画は、当該計画に基づいた訓練等を定期的実施するとともに、訓練等の成果を検証し、検証した結果に基づき適宜計画の見直しを図ることにより、継続的改善を行うものとする。

2 市町村

市町村は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

3 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

道及び市町村は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

⑮ 防災教育

- 【道・市町村】防災教育に係る講演会やイベントを実施している（第4章第1節第1）
- 【道・市町村】住民参加の防災訓練（総合水防演習等）を実施している（第4章第1節第1）
- 【道・市町村】防災教育教材（テキスト・映像・D oはぐ等）やW e bサイトを活用し、普及啓発を実施している（第4章第1節第1）
- 【道・市町村】過去の災害教訓の伝承に係る取組を実施している（第4章第1節第1）

第4章 災害予防計画

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

第1 実施責任者

2 道及び市町村

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。